

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例の  
施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十三年九月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 広島県規則第四十一号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正  
する条例の施行期日を定める規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例（  
平成二十三年広島県条例第二十九号）の施行期日は、平成二十三年十月一日とする。